

建築物における木材の利用の促進に関する方針

愛媛県

この方針は、愛媛県が平成13年5月に定めた「公共施設等木材利用推進方針」のうち、建築物における木材の利用について、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）に即して、愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「県方針」という。）を定めるものである。

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

本県の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。こうした中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるC L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合

理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、木材の利用は低位にとどまっていた。

このため、愛媛県では、平成13年を「森林共生元年」と位置付け、同年5月に策定した公共施設等木材利用推進方針に基づき、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、県施設及び県が補助事業等で関与する市町施設について、可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、公共建築物における木材の利用の促進を図ってきたところである。

1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取組むものとする。

（注）この県方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用する事をいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用する事をいう。

今回、法及び国基本方針の施行を受けて、以下の基本的方向を定め、建築物における木材利用の促進をより一層図る。

（1）木材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 県による取組

県は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、県内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

このため、県は、法第11条に規定する県方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

加えて、市町等との連携を緊密にし、例えば公共建築物を整備しようとする市町に対し、木材調達に係る情報や木材の利用に関する専門的な知見の提供や、公共建築物の木造化・木質化に対する支援措置を紹介するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

② 市町による取組

市町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町は、積極的に法第12条に規定する市町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

加えて、県等との連携を緊密にし、市町が単独で実施するものも含め、公共建築物の整備に関する情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

③ 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び県方針又は市町方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあっては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用するについて検討するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

④ 県民による取組

県民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（2）関係者相互の連携及び協力

国、県、市町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、（1）の各主体の取組の実施に当たり、国基本方針及び県方針等に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（3）木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、

無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は市町が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（4）県民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、県及び市町は、建築物における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民の理解が得られ、木材利用推進が県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県及び市町は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、例えば、「C L Tの普及に向けた新ロードマップ」（令和3年3月25日C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく取組を推進するなど、C L Tや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、県及び市町は、ライフサイクル・アセスメント（L C A）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、E S G投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

県及び市町は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進する

ため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

県及び市町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県及び市町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国的基本方針に照らして適當なものであるか、県にあっては県方針に、市町方針を定めている市町にあっては当該市町方針に照らして適當なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県又は市町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。また、県又は市町が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、県又は市町の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、県内に整備される法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 県又は市町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

② 県又は市町以外の者が整備する①に準ずる建築物

県又は市町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物等が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く県民

一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、県及び市町が、その整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことからも、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

（3）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物は、平成12年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

しかし、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があり、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由

度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 規制の在り方の検討等

国は、木造建築物について、実験や検証等により安全性を確認した上で、建築基準法に基づく構造・防火関係の基準の合理化に取り組んできたところである。

平成27年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、4階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成28年3月には、CLTを指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成28年4月にはCLTに関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されたことにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成28年3月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成29年9月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板にCLTを用いることが可能となり、その後、平成31年3月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLTの樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

6 木材の利用の促進の啓発と県民運動

県及び市町は、関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、県民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

また、法第31条の規定にのっとり、木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に對し、表彰を行うよう努めるものとする。

第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第2の4（3）の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図ることとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接県民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることで、市町及び市町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためにには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性に対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進さ

れるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、県は、国及び市町と連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

県及び市町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（C L T等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進する。

また、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い建築用木材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

さらに、県は、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備の推進に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 市町方針の作成等に関する事項

市町は、市町方針を作成及び変更する場合においては、国基本方針及び県方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、当該市町の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画など建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも市町の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、市町以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

なお、市町が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分、利用の推進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。（一般流通材使用の促進方法や、多量の木材調達について分割発注などの方法を検討するとともに、木材価格の適正な把握に努める。）

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行つた木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制及び利用状況の公表に関する事項

県は、公共施設等木材利用推進方針に基づき設置した「公共施設等木材利用推進連絡会議」により、公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図るものとする。

また、公共施設等木材利用推進連絡会議は、この県方針に基づき、県が整備する公共建築物における木材の利用の状況を、毎年取りまとめ公表するものとする。

さらに、市町は、自ら整備する公共建築物における木材の利用の促進のために、関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

附 則

この県方針は、平成23年3月25日から適用する。

この県方針は、平成30年3月1日から適用する。

この県方針は、令和4年3月9日から適用する。